

# 関東信越厚生局では、 インターンシップ<sup>®</sup>に参加する学生を募集しています！

関東信越厚生局において実務を体験することにより、学生の職業意識の啓発、キャリア形成の支援に資すると共に、関東信越厚生局への理解を深めてもらうことを目的として、職場体験実習（インターンシップ）を実施しています。

ぜひ国家公務員の仕事を体験してみませんか？

## 関東信越厚生局とは

厚生労働省の地方支分部局の一つであり、国民の皆さまに最も身近な医療・健康・福祉・年金などの社会保障政策を実施する、地域における国の「政策実施機関」です。

関東甲信越地域 1都9県（※）を管轄しています。

（※）茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県



### ◆実習の対象者◆

大学及び大学院に在籍する学生で、  
厚生行政に興味のある方

### ◆実習の時期・期間◆

通年(特に令和元年7月～9月)のうち、1週間から  
1ヶ月程度の間で、各課(室)が設定する期間

### ◆実習の場所◆

- ・ 関東信越厚生局(本局・さいたま市)
- ・ 都県事務所及び年金審査分室等(各官署)

### ◆実習の時間◆

国民の休日を除く月曜日から金曜日までの9:00  
から17:15まで(12:00から13:00は休憩時間)

### ◆実習の内容◆ ※実習の一部

- ・ 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する補助業務
  - ・ 再生医療等安全性確保法に関する業務
  - ・ 年金記録訂正請求に係る会議資料等の作成補助業務
  - ・ 福祉施設等の現場視察
  - ・ 保険医療機関等の指定や指導等の補助業務
- 等々

### ◆応募方法◆

大学等の担当部局を経由して、関東信越厚生局総務課人事・給与係あてに必要書類を郵送してください。

※実習の時期・期間・場所・内容は受入課(室)によって異なります。応募締切や応募方法等を含め、詳細は関東信越厚生局のホームページをご覧ください。

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/saiyo/290530.html>



ご応募をお待ちしております。

問い合わせ先 厚生労働省 関東信越厚生局

総務課 人事・給与係 TEL 048-740-0711

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館7階